

新型コロナウイルス抗原定量検査（自費検査）について

長崎県健康事業団

新型コロナウイルス抗原定量検査とは、検体中にウイルス特有のタンパク質があるか否かを調べる検査です。PCR検査に近い感度で判定が可能です。

なお、当事業団の検査は、衛生検査所としての検査であり、医師の診断を伴うものではありません。

1. 検査対象者

無症状の方が対象です。次に該当する方は検査をすることができません。

〔 37.5℃以上の発熱、咳・痰、咽頭痛・息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚異常等 〕
〔 新型コロナウイルス陽性者又は疑われる人との接触がある方 〕

2. 検体採取日及び時間等

鼻腔ぬぐい液によるドライブスルー方式（唾液による検査への移行も準備中です。）

日時：火曜日及び金曜日の午前10:00～12:00

ただし、祝日及び12月28日から1月4日を除く

上記の時間帯内で時刻を指定します。

場所：長崎県健康事業団本所駐車場

諫早市多良見町化屋986-3

受検者数：1時間あたり15名

3. 検査予約方法

以下の時間帯、電話番号で予約をお願いします。事前予約以外での検査は行わないので御注意願います。

オペレータが応答しましたら、「新型コロナウイルス、無症状での抗原定量検査申し込み」とお伝えください。

・予約専用電話番号 080-1500-4830

・予約受付時間は、土日祝日及び12月28日～1月4日を除く10:00～17:00

※当面1回線のみでの対応となりますので電話がつながりにくい時はご容赦願います。

また、ネット予約方式への移行を準備中です。

4. 検査予約時の確認事項

電話予約時に、オペレータが以下の項目を確認します。

検査を受ける方の、氏名、生年月日、性別、住所、当日使用する携帯電話番号、車の車種・色・ナンバー

5. 検査費用

6,600円（税込）

（新型コロナウイルス抗原定量検査結果票の郵送も含む）

検体採取日前日までに以下の口座へ振込（手数料お客様負担）をお願いします。

入金が確認できた場合のみ検体採取及び検査を行います。

十八親和銀行多良見町支店 普 0156103 （公財）長崎県健康事業団 理事長 森崎正幸

6. 受検時に確認、同意いただく事項

- この検査は、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、全身倦怠感、頭痛、吐き気、おう吐、下痢、味覚・嗅覚障害など）がなく、かつ濃厚接触者でない方で、本人が希望する場合に任意で行われるものです。
- 検査の性質上、実際には感染していても結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していても結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- 検査結果が陽性の場合、関係法令に基づき個人情報を長崎県医療政策課へ連絡し、管轄する保健所を紹介します。

7. 検体採取時の持参物品

- ・本人確認ができるもの（保険証又は運転免許証）
- ・マスク
- ・携帯電話（予約時に申し出たもの）

8. 検体採取及び検査の手順

- ①指定時刻に当事業団へお越しください。駐車スペースに限りがありますので、指定時刻は厳守してください。また、受検者の方は運転席又は運転席側の後部座席にお座りください。
- ②敷地入口に誘導担当職員（黄色ビブス）が待機していますので、その指示に従ってください。
- ③指定された駐車場所で本人確認及び検体採取を行います。はじめに、担当職員により保険証又は運転免許証を窓越しに写真撮影させていただきます。その後、「新型コロナウイルス抗原定量検査確認及び同意書」をお渡ししますので、内容確認のうえご署名願います。
- ④本人確認が完了次第、検査担当職員（防護服）が手順書と採取容器をお渡しいたします。手順書に沿って、鼻腔より検体採取を行ってください。まれに鼻出血する場合がありますので、ティッシュ等をご準備ください。
- ⑤採取が終わりましたら、検査担当職員（防護服）が持つ回収袋へ「新型コロナウイルス抗原定量検査確認及び同意書」および採取検体を投入してください。
- ⑥⑤まで終了したらお帰りなって結構です。結果は追ってご連絡します。

※検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意をお願いします。

9. 結果報告

結果（陽性・陰性）は、当日中に予約時の携帯電話にお知らせします。また、併せて新型コロナウイルス抗原定量検査結果票を別途郵送します。

以下の理由等により遅延する場合がありますのでご了承ください。

- ・検査件数が混みあった場合。
- ・突発的に検査機器が故障した場合。
- ・非常災害等によって停電が発生した場合。

新型コロナウイルス抗原定量検査確認及び同意書

私は、新型コロナウイルス抗原定量検査を受検するにあたり、以下の項目について確認し、同意します。

- この検査は、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、全身倦怠感、頭痛、吐き気、おう吐、下痢、味覚・嗅覚障害など）がなく、かつ濃厚接触者でない方で、本人が希望する場合に任意で行われるものです。
- 検査の性質上、実際には感染していても結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していなくても結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- 検査結果が陽性の場合、関係法令に基づき個人情報を長崎県医療政策課へ連絡し、管轄する保健所を紹介します。

令和 年 月 日

氏名 _____

(見本)

様

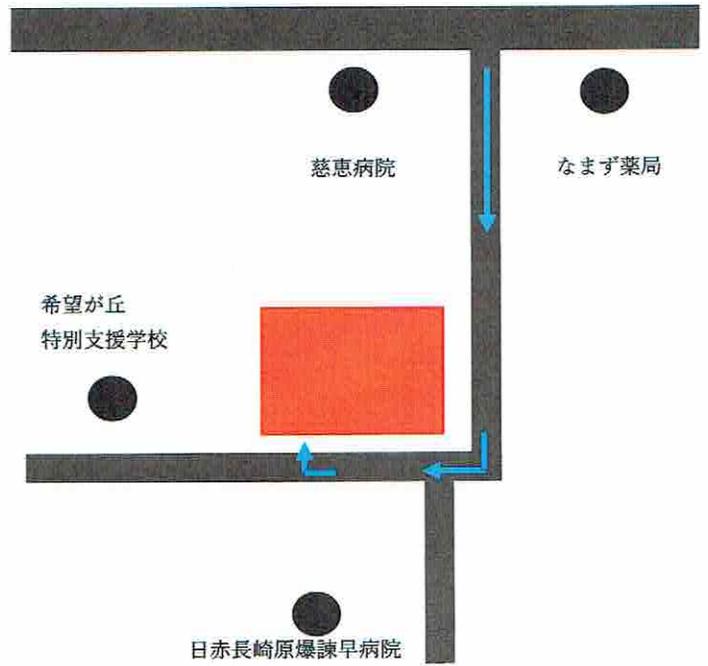
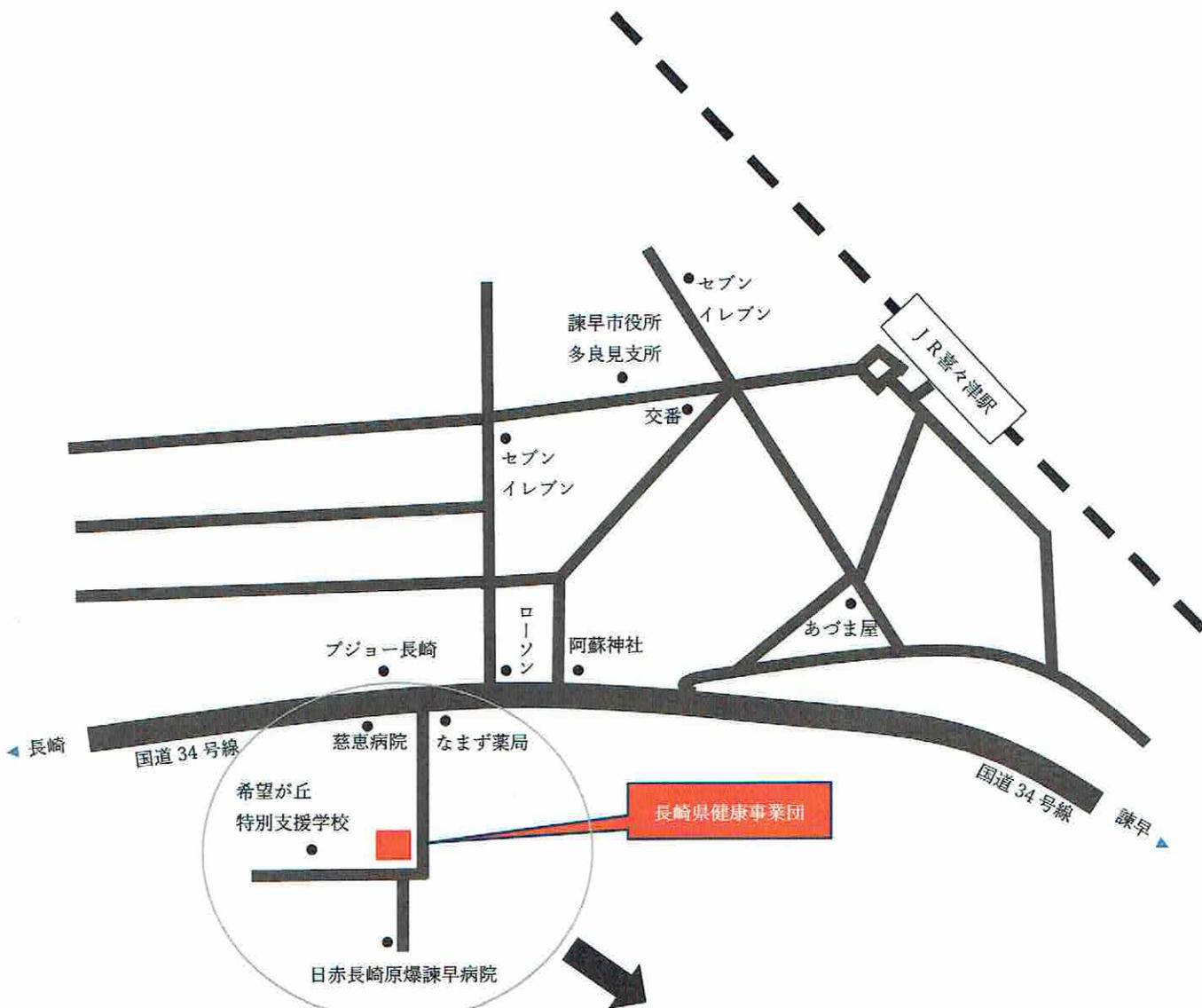
新型コロナウイルス抗原定量検査（陰性/陽性）結果票

受検者氏名 : ████████ 様
性別 : 男
生年月日 : ██████████
検体名 : 鼻腔ぬぐい液
検査試薬名 : エクルーシス試薬 SARS-CoV-2 Ag
検査機器名 : コバス e411
検体採取及び検査日 : 2021年8月3日

【検査結果】

上記の検査結果は採取された検査検体に対しての検査結果です。
検査結果が陰性であっても、受検者が新型コロナウイルスに感染していないことを保証するものではありません。

公益財団法人 長崎県健康事業団
〒859-0401
長崎県諫早市多良見町化屋 986 番地 3
TEL : 0957-43-7131



社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について

[＜自費検査を利用する方へ＞](#)

[＜自費検査を提供する検査機関の方へ＞](#)

[自費検査にかかる調査への協力について](#)

＜社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査について＞

新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、検査ニーズに対応できる環境の整備が求められており、利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格、陽性が判明した際の対応等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要です。

このため、利用者が必要な情報を得られるように、「[新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項](#)」に基づき、検査機関に、検査内容等の情報開示と検査を利用する者に受検に当たっての留意事項の説明をお願いすることとします。

＜自費検査を利用する方へ＞

新型コロナウイルスの検査は、発熱や咳などの症状がある方や、感染者の濃厚接触者（新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方）であれば、保健所や医療機関において、自己負担なしで検査を受けることが可能です（行政検査）。一方で、例えば、仕事で海外に行く場合や、コンサートなどのイベントへの参加など社会経済活動を行うために希望する方については、無症状であっても、検査費用を自己負担することで検査を受けることができます（自費検査）。

このように、自費検査を希望する方が、検査機関を選択し、検査を受ける際に留意すべき事項を以下にまとめました。検査機関についての十分な情報をもとに、自分にあった検査機関を選ぶようにしましょう。また、検査を受けた後も、感染予防に努める注意が必要であることに留意してください。

自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、行政検査の対象となりうるので、まずは身近な医療機関に相談してください。
- ・検査機関で提供される検査の内容、費用、検査結果の通知に要する日数などの基本的な事項を事前に確認しましょう。特に、自費検査の場合、その費用は原則、自己負担となることに注意が必要です。
- ・医療機関と衛生検査所には、検査の精度を確保するために一定の基準を満たすことが求められています。
- ・検査機関によっては、検査を行い、その結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあります。たとえ検査結果が陰性であっても、医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとはいえません。
- ・医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には、検査を受ける者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されます。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談しましょう。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡をしてください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もあります。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行くこととなります。医師の診断を受けなければ、このような対応につながらないことから、医療機関又は提携医療機関をもつ検査機関で、検査を受けていただくことが望ましいです。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があるため、感染予防に努める注意が必要です。

・[自費検査を提供する検査機関一覧](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

<自費検査を提供する検査機関の方へ>

自費検査を利用する者が、検査機関の選択に際して、各検査機関の提供するサービス内容など必要な情報を得られるように、「[新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項](#)」をまとめました。

利用者が、納得、安心して検査機関を選択し検査を受けられるよう、利用者に対する必要な情報の開示や説明を行っていただくようお願いします。

自費検査の実施に当たっては、以下の事項に留意し、特に、利用者に対して十分な説明を行った上で検査が適切に実施されるようお願いします。

自費検査を実施する検査機関が特に留意すべき事項

・自費検査を受ける方に発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談することが必要です。

・医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておき、被検者本人の同意を得た上で、検査結果が陽性となった者については、速やかに提携医療機関等に検査結果を連絡し、検査機関または提携医療機関等から被検者本人に対して、受診を推奨してください。提携医療機関がない場合には、利用者に受診相談センターまたは医療機関に相談するよう促してください。併せて、医療機関等への相談の結果、医療機関等で再度検査が必要になる場合があることも伝えてください。

・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになることを利用者に説明してください。（なお、感染症法に基づく届出は、原則として、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により行っていただくこととなります。）

・医療機関が新型コロナウイルス感染症に係る診断を行わずに検査のみを行うことは適切ではありません。

・検査分析を行う検査機関においては、医師の診断に用いられるよう検査の精度管理を適切に行ってください。

・検査結果について偽陽性・偽陰性の可能性があることを利用者に説明してください。

・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防を行う必要があることを利用者に具体的に指導してください。

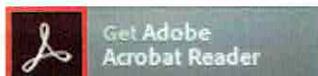
[ページの先頭へ戻る](#)

自費検査にかかる調査への協力について

利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であることから、自費検査を提供する検査機関一覧を厚生労働省ホームページで公表しております。

自費検査を提供している検査機関において、本調査にご協力いただける場合には、[記入要領](#)を参照の上、[調査項目](#)と[誓約書兼同意書](#)に記入していただき、「調査項目」と「誓約書兼同意書」の両方を提出先（jihikensa2@mhlw.go.jp）宛に送付いただくようお願い致します。

[ページの先頭へ戻る](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)